⑤「らい予防法」違憲国家賠償訴訟勝訴記念の碑 2002年4月



1998年7月、熊本地裁でハンセン 病元患者たちによる国家賠償訴訟 が起こされました。原告は90年に及 ぶ強制隔離政策によって受けた人 権侵害に対し、国(行政)・国会(立 法)・裁判所(司法)の三権を相手ど り、責任の明確化と人間の尊厳の 回復を求めました。3年後の2001年 5月11日熊本地裁が下した判決は、 原告の全面勝訴でした。国の隔離 政策を断罪し、国会の不作為まで 問うものでした。原告勝訴の翌年、 光明園の入所者有志によって、こ の碑が建立されました。